店舗等管理者になるための実務・業務経験の要件

⑴　過去５年間のうち、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）又は配置販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者としての業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して２年以上の者。

　　なお、当該期間は月単位で計算することとし、１か月に８０時間以上実務又は業務に従事した場合は、当該月は実務又は業務に従事したものと認められる。

⑵　知事が⑴に掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者。

　　※これについては、過去５年間のうち、人用の薬局、店舗販売業若しくは配置販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して２年以上の者。